

元請下請間の取引適正化について ～施工体制台帳等の初回提出時チェックシート作成～

令和6年10月
防府市入札検査室

施工体制台帳の写し及び施工体系図の写し（以下「施工体制台帳等」という。）の提出に関して、次のとおり取扱いを変更しますのでお知らせいたします。

【変更点】

「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」の作成・提出

「施工体制台帳の初回提出時チェックシート」の添付【別紙1参照】

「地域の守り手」として、重要な役割を担う建設業は、若年入職者の減少や就業者の高齢化の進行といった課題に直面しており、将来にわたって、担い手を確保していくためには、処遇改善や働き方改革等に取り組んでいく必要があります。

こうした状況から、元請負人と下請負人間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現に向け、令和6年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事について、施工体制台帳等の初回提出時、「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」（以下「チェックシート」という。）を添付する取組を開始します。

（初回以外は任意提出のため、作成・提出は必須ではありません）

＜補足＞令和6年10月から「入札条件及び指示事項」の記述を変更しています

第2 指示事項

- 8 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に従って適正な下請契約を締結するとともに、施工体制台帳等の初回提出時には、「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」を作成・添付すること。